

# ご利用ください 動く市役所

動く市役所は、市役所や出張所から離れた地域5か所を巡回する移動窓口です(表1)。

取り扱い業務は出張所とほぼ同じです(表2)。

※一部、即日処理できない業務があります。

## 各種証明書の交付

▽即日交付できる証明書…住民票の

写し、印鑑登録証明書、市民税・都民税課税・非課税証明書

▽電話予約で受け付ける証明書…戸籍関係証明書(小平市に本籍がある方からの請求に限る)、固定資産税関係証明書、納税証明書ほか

※各種証明書の請求には、運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真付き)、

20 問合せ 市民課 ☎042(346)9520

保険証、医療証などの本人確認書類が必要で、代理人や別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

※印鑑登録証明書の請求には、印鑑登録証(こたて市民カード)が必要です。

問合せ 市民課 ☎042(346)9520

表1 動く市役所の巡回日程

曜日	時間	午前9時30分～11時	午後2時～3時30分
月		鈴木地域センター	中島地域センター
火		小川公民館	
水		上水南公民館	大沼地域センター
木		小川公民館	中島地域センター
金		上水南公民館	大沼地域センター

※土曜・日曜日、祝日・休日、年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。

表2 主な取り扱い業務

住民登録	転入届、転出届、転居届
戸籍	婚姻届、出生届、死亡届、転籍届
印鑑登録	登録申請、廃止申請
税務	市民税・都民税申告、納税管理人届
納税	市民税・都民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、納期限内の都税(市町村窓口での受付は平成28年度で終了)、還付金
納入	交通災害共済会費(ちよこつと共済)、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、廃棄物処理手数料、還付金
国民健康保険	資格取得・喪失届、住所・氏名等変更届、高額療養費等の申請、温泉センター割引利用券の交付
後期高齢者医療	後期高齢者医療に関する諸届、療養費・葬祭費等の申請
国民年金	資格取得・喪失届、保険料免除申請、学生納付特例申請
福祉関係	児童手当・特例給付認定請求、乳幼児医療費助成(㊸)の申請、義務教育就学児医療費助成(㊹)の申請、保育園入園申請、心身障害者ガソリン費補助金請求
その他	健診・検診申込み、妊娠届(母子健康手帳の交付)、健康手帳の交付、就学・転入学届、区域外就学届、学童クラブ入・退会申請、飼犬に関する諸届、廃棄物処理シールの販売(粗大ごみ)、防鳥ネット借用申請、自治会役員変更届、市政に対する要望・意見、その他各課に対する連絡・業務取り次ぎ、都営住宅・都立公園等申込書の配布

## 平成29年度 コミュニティ 助成事業

コミュニティ助成事業は、自治総合センターが宝くじの社会貢献として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、さまざまな事業への助成を行っているものです。

このうち、自治会やコミュニティ活動を行っている団体を助成の対象とする事業を募集します。

申請は市から都を経由して、必要書類を自治総合センターへ提出する必要があります。市への書類の提出締め切りは10月3日(月)です。

問合せ 自治総合センター

### 対象となる事業は次のとおりです。

#### ◆一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づき自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備(建築物、消耗品を除く)の整備に関する事業。

#### ◆コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会所(コミュニティセンター・自治会集会所など)の建設および必要な備品の整備に関する事業。

問合せ 市民協働・男女参画推進課 ☎042(346)9532

### ◆青少年健全育成助成事業

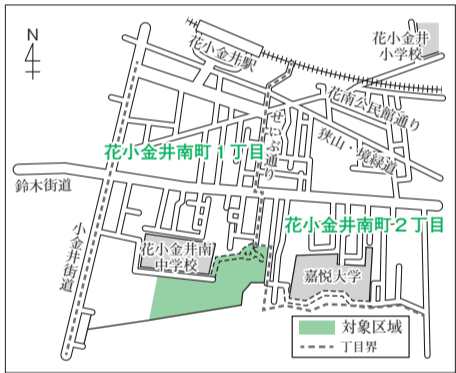
青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業(スポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティ活動のイベントなど)。

#### ◆自治総合センターの野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外です。

問合せ 地域学習支援課 ☎042(346)9834

## 八小・花小金井小 通学区域の一部変更

市の東部地区の人口増加に伴い、花小金井南町一丁目3番に建設中のマンション(シティテラス小金井公園)の通学区域を、小平第八小学校から花小金井小学校に変更しました(左図の対象区域)。



今後、対象区域は、花小金井小学校が指定学校になります。なお、この区域は、小平第八小学校が指定学校として花小金井小学校を選択可能学校とする調整区域でしたが、通学区域変更に伴い調整区域は解除します。対象はこの区域へ住所を異動する生徒になります。

## 耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅の固定資産税を減額

固定資産税の減額措置を受けるには、原則として改修工事完了後、3

か月以内の申請が必要です(左表参照)。  
※税制改正により、要件や提出書類の一部変更がありますので、詳しくはお問い合わせください。  
問合せ 税務課 ☎042(346)9525

耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った場合の減額措置

耐震改修	
対象	・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ・現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし(耐震基準適合工事の証明が必要)、改修工事に要した費用が50万円を超える耐震改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分から一定期間(最長で2年間)
減税額	1戸当たり120㎡の床面積相当分までの家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額
バリアフリー改修 ※1	
対象	・新築された日から10年以上を経過した住宅(平成28年3月31日までに改修された住宅については、平成19年1月1日以前に建築された住宅) ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること ※2 ・65歳以上の方、要介護または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住している ・一定の要件を満たし、改修工事に要した費用(補助金などを除く)が50万円を超えるバリアフリー改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸当たり100㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額
省エネ改修 ※1	
対象	・平成20年1月1日以前に建築された住宅 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること ※2 ・一定の要件を満たし(省エネ基準適合工事の証明が必要)、改修工事に要した費用(補助金などを除く)が50万円を超える省エネ改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸当たり120㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額

※1 バリアフリー改修と省エネ改修を行った場合のみ、重複して減額の適用が受けられます。  
※2 平成28年4月1日以後に工事が完了した場合には必要な要件です。なお、平成28年3月31日以前に工事が完了した場合は、この要件を満たす必要はありません。

## 公立昭和病院職員募集 (身体障がい者対象)

職種 事務助手(常勤)

募集人数 2人程度

応募資格 次の要件をすべて満たす方

▽昭和56年4月2日以降平成11年4月1日までに生まれた

▽身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている

選考案内配布 公立昭和病院で配布

※ホームページからダウンロードできます。

問合せ 公立昭和病院

申込み 持参:10月6日(木)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)に必要書類を問合せ先へ

送付:10月4日(火)まで(消印有効)に、必要書類を問合せ先へ

問合せ 昭和病院企業団総務課人事

## 9月9日

朝鮮民主主義人民共和国の核実験に対し 抗議文を送付 問合せ 総務課 ☎042(346)9511

## 今月の税 9月

国民健康保険税(第3期) ※納付は、9月30日(金)の納

## 夜間納税窓口

9月26日(月)に開設  
とき 9月26日(月) 午後5時～8時  
ところ 市役所2階収納課(入

## 審議会などの日程

- ◆公共施設マネジメントアドバイザー会議 9月27日(火) 午後3時～5時 市役所5階501会議室
- ◆第4回 第二次スポーツ振興の基 本方針策定検討委員会 9月30日(金) 午後3時から 健康センター4階第2・第3会議室
- ◆第10回 行政経営課 ☎042(346)9756
- ◆第10回 行政再構築推進委員会 9月28日(水) 午後1時30分から 健康センター4階第4会議室
- ◆第1回 第15期緑化推進委員会 9月28日(水) 午後6時30分～8時30分 市役所6階601会議室
- ◆第4回 第二次スポーツ振興の基 本方針策定検討委員会 9月30日(金) 午後3時から 健康センター4階第2・第3会議室
- ◆第10回 行政経営課 ☎042(346)9756
- ◆第10回 行政再構築推進委員会 9月28日(水) 午後1時30分から 健康センター4階第4会議室
- ◆第1回 第15期緑化推進委員会 9月28日(水) 午後6時30分～8時30分 市役所6階601会議室

## お詫びと訂正

市報9月5日号2面の福祉のまちづくり推進協議会委員の氏名で、田中菜穂子さんは、田中奈穂子さんの誤りでした。お詫びして訂正します。